

JRIS

鉄道車両一車側表示灯

JRIS E 4401 : 2012

(JARI)

平成 24 年 6 月 21 日 制定

日本鉄道車輛工業会規格審査会 審議

(一般社団法人 日本鉄道車輛工業会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

日本鉄道車輛工業会規格審査会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 眞 一	財団法人研友社
(委員)	北 村 不二夫	国土交通省 鉄道局
	宮 本 昌 幸	明星大学
	近 藤 圭一郎	千葉大学 大学院
	古 関 隆 章	東京大学 大学院
	岡 本 勲	公益財団法人鉄道総合技術研究所
	田 島 信一郎	東日本旅客鉄道株式会社
	張 替 次 雄	東京地下鉄株式会社
	堀 江 富士雄	近畿車輛株式会社
	作 田 昌 弘	三菱電機株式会社
	岡 方 義 則	住友金属工業株式会社
(顧問)	明 石 秀 二	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	井 口 雅 一	東京大学 名誉教授
(事務局)	溝 口 正 仁	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	下 村 孝	一般社団法人日本鉄道車輛工業会

日本鉄道車輛工業会 基準整備委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	岩 滝 雅 人	株式会社日立製作所
(委員)	佐 藤 公 一	川崎重工業株式会社
	柘 植 幹 雄	日本車輛製造株式会社
	村 田 和 実	近畿車輛株式会社
	杉 山 隆	株式会社総合車両製作所
	尾 藤 千 秋	新潟トランス株式会社
	安 川 雅 夫	三菱重工業株式会社
	島 田 富美朗	株式会社日立製作所
	石 井 秀 明	株式会社東芝
	塩 見 省 吾	三菱電機株式会社
	梅 澤 幸太郎	富士電機株式会社
	奥 山 直 樹	東洋電機製造株式会社
	岡 方 義 則	住友金属工業株式会社
	藤 原 達 雄	ナブテスコ株式会社
	新 井 衛	日本信号株式会社
(顧問)	鈴 木 静 男	株式会社京三製作所
	田 中 眞 一	財団法人研友社
	手 塚 和 彦	株式会社テス
(鉄車工委員)	明 石 秀 二	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	下 村 孝	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	宗 像 政 美	一般社団法人日本鉄道車輛工業会

制 定 : 一般社団法人 日本鉄道車輛工業会 会長

掲 示 : 鉄道車両工業 ; 工業会のホームページ : URL ; <http://www.tetsushako.or.jp>

発 行 者 : 一般社団法人 日本鉄道車輛工業会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-2 NTT-TEL ; 03-3257-1901 NTT-FAX ; 03-3257-3200)

審 査 : 日本鉄道車輛工業会規格審査会

作成委員会 : 当工業会基準整備委員会

この規格についてのご意見又はご質問は、当工業会にお願いします。

なお、この規格は、原則として5年を経過する日までに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類及び記号	2
5 性能	3
5.1 電源	3
5.2 点灯特性	3
5.3 周囲温度	3
5.4 防水性	3
5.5 耐振動及び耐衝撃性	3
5.6 絶縁抵抗	3
5.7 絶縁耐力	4
5.8 寿命	4
6 構造	4
6.1 形状・寸法	4
6.2 外観	4
6.3 塗装	4
7 試験の分類及び試験項目	4
7.1 分類	4
7.2 試験項目	4
8 試験	5
8.1 電圧変動試験	5
8.2 点灯特性試験	5
8.3 寿命試験	6
8.4 環境試験	6
8.5 注水試験	6
8.6 振動及び衝撃試験	6
8.7 絶縁抵抗試験	6
8.8 耐電圧試験	6
9 検査	6
10 表示	7
附属書 A (参考) 車側表示灯の外形及び取付寸法	8
解 説	14

まえがき

この規格は、**JIS E 4401:1989** が平成 5 年 4 月 26 日に廃止されたのに伴い、その技術的内容を継続して利用することができるように、“日本鉄道車輛工業会規格（以下、鉄車工規格という。）の制定に関する規程”の規定に則り“鉄車工規格審査会”の審議を経て、日本鉄道車輛工業会会長が制定したものである。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。会長及び鉄車工規格審査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JRIS “E シリーズ” 制定の背景

日本工業規格（**JIS**）は、従来、製品仕様を規定する規格及び性能を規定する規格とが含まれていた。近年、国際規格との整合化を考慮して、徐々に性能を規定する規格は残し、使用分野が限定されている製品仕様の規定は当該産業分野の団体規格へ移管するとの方針が出され、廃止される **JIS** が多くある。廃止された **JIS** のうち、鉄道車両の分野で、今後も継続的に使用する可能性のある規格は、鉄車工規格として受け入れ制定・登録することとした。

この規格は、“E シリーズ”として区分し、その規格番号は、継続性を保てるように、前身の **JIS** 番号を踏襲している。

JRIS は、関係する技術分野に応じて五つに区分した体系で構成している。

この規格の“E シリーズ”のほかに、“D”，“R”，“J”，“W” シリーズがある。

(2)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

鉄道車両—車側表示灯

Rolling stock—Side indicator lamps

1 適用範囲

この規格は、発光ダイオード（以下、LED という。）又は白熱電球を光源とする鉄道車両の車側表示灯（以下、表示灯という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む）を適用する。

- JIS C 0920 電気機器の外郭による保護等級（IP コード）
- JIS C 7503 鉄道用電球
- JIS C 7801 一般照明用光源の測光方法
- JIS C 8155 一般照明用 LED モジュール—性能要求事項
- JIS E 4001 鉄道車両—用語
- JIS E 4031 鉄道車両用品—振動及び衝撃試験方法
- JIS E 5004-1 鉄道車両—電気品—第 1 部：一般使用条件及び一般規則
- JIS E 5006 鉄道車両—電子機器

規格概要につき以下は省略する。